

DXA 2024



マレーシアのエコシステムとの連携を一貫してサポート

「DIGITAL TRANSFORMATION ACCELERATOR PROGRAMME」は、日本の中小企業・スタートアップのマレーシア進出を支援することを目的としています。本プログラムとのパートナー「MEET VENTURES」と連携し、現地のエコシステムに関する、メンタリング、ビジネスマッチング及びピッチイベントを提供し、同国へのビジネス展開を一貫して支援します。

2025年1月～3月開催

プログラムの内容

● 専門家によるワークショップ・ メンタリング (2月～3月)

- ・ マレーシアでのビジネス状況
- ・ 会社設立と税法
- ・ 現地スタッフの採用方法
- ・ 市場参入戦略
- ・ ビジネスモデルのローカライズ
- ・ 資金調達ノウハウ

オンライン

● 現地ミッション (3月10日～14日の内3日間程度予定)

- ・ マレーシア企業、政府系機関、VCとのコネクション
- ・ イノベーションハブ、関連施設の視察
- ・ 現地パートナー・VCへのピッチイベント
- ・ ネットワーキング

現地開催

応募対象

革新的な製品、サービス、ビジネスモデルの開発に挑戦し、マレーシアへ進出を目指す日本中小企業及びスタートアップ5社。

対象分野

アグリテック、フードテック、医療テック、ディープテック、モビリティ

参加費用

無料

※但し、ミッション参加にかかる日本⇄マレーシア間航空賃、宿泊費、一部食事代、海外旅行保険は参加者各自でご負担。

言語

英語

[応募は
こちら!](#)

募集〆切：
2025年1月15日(水)

お問い合わせ

JETRO Kuala Lumpur

MAK@jetro.go.jp

プログラム連携先について



An Innovation Consultancy Firm and Early-Stage VC

Meet Ventures Pte. Ltd. (<https://www.meetventures.com/>) は、シンガポール本社のアクセラレーター・VCです。企業や政府機関向けのアクセラレーター・プログラムや市場参入プログラムの運営実績を有しています。現在、アジア10カ国（シンガポール（本社）、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、フィリピン、日本、韓国、インド、中国）で事業を展開しています。

同社のイノベーション部門は、多国籍企業、上場企業、政府機関、大学にサービスを提供しています。事業紹介、投資家紹介、スタートアップのソーシング、トレーニング、メンタリング、ピッチ・コンテストの開催、オープン・イノベーション・プログラムの運営、アクセラレーター・プログラムの運営など様々なサービス実績を有します。

投資部門は、アジア全域のプレシード及びシード・ステージのスタートアップに投資。実証済みでスケーラブルなビジネスモデルを持つ新興企業や、業界に対する深い理解と卓越した実績を持つ創業者に特に注目しています。様々な業界に投資し、最高50万米ドルの投資実績を持っています。

本プログラムチーム

Meet the Programme Team



John Lim, MBA
Partner at Meet Ventures
GP at Meet Fund 1 VCC

<https://www.linkedin.com/in/johnlimjd/>



Farhan Firdaus, MSc
Partner at Meet Ventures
GP at Meet Fund 1 VCC

<https://www.linkedin.com/in/farhanfirdaus/>



Kris Liang, MBA
VP of Innovation at Meet Ventures

<https://www.linkedin.com/in/liangkris/>



Terrence Hoon, BBA, BAcc
VP of Investments at Meet Ventures

<https://www.linkedin.com/in/terrencehoon/>



Bella Irmenna Putri, MA
Senior Associate at Meet Ventures

<https://www.linkedin.com/in/bella-puteri/>



Ellisa Lim, BBus
Associate at Meet Ventures

<https://www.linkedin.com/in/ellisa-la5ba2b221/>

参加要件

- 日本企業（株式会社、特例有限会社、合同会社、合資会社、合名会社のみならず、財団法人、社団法人、学校法人、独立行政法人等、日本法に準拠して設立された法人、若しくはそれらの共同事業体、又はそれらの海外子会社、支社をいう。外国企業の日本法人は除く。）かつ、中堅・中小企業（次ページ参照）であること。
- 海外展開のためのデジタル技術又はイノベーション技術を活用した技術・製品・サービス（プロトタイプ含む）を有していること。
- 本事業のキーコンセプト「オープンイノベーション推進に向けた、海外企業とのアライアンス（業務提携・技術提携・出資・合弁事業設立等）やM&Aによる、ビジネス開発や新規事業創出」に合致するビジネスを志向していること。
- メンター、提携候補先等とのコミュニケーションを英語で取れること。
- 全てのプログラムに参加可能なこと。
- 事業成果把握のために、ジェトロが実施するアンケート等にご協力頂けること。
- J-Bridge会員（<https://www.jetro.go.jp/j-bridge.html>）であること。非会員企業からの本プログラム申込みについては、「Japan Innovation Bridge 会員規約（https://www.jetro.go.jp/ext_images/dxportal/j-bridge/pdf/j-bridge_terms2022.pdf）」に同意の上、申込締切迄に会員登録申請を行うこと。*会員登録には審査があります。また、会員登録完了が採択要件となります。
- 本資料に記載する「DIGITAL TRANSFORMATION ACCELERATOR PROGRAMME」の利用条件（本資料p.10-13）全てに同意すること。

中堅・中小企業とは？

中小企業

中小企業とは「中小企業基本法」の定義に基づきます。右表のうち、資本金基準・従業員数基準のいずれかを満たす法人を中小企業とします。本プランにお申込みいただけるのは、同法に定める日本国内の中小企業に限ります。

主たる企業として営んでいる業種	資本金基準、資本金の額 または、出資の総額	従業員基準 常時雇用する従業員の数**
製造業、建設業、 輸送業、その他の業種 (下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業 (情報サービス業を含む)	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(注) ** 「常時雇用する従業員の数」には、事業主、役員、臨時従業員は含みません。

※詳細は、中小企業庁のホームページをご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

中堅企業

中小企業者以外で、直近の決算年度の売上高が1,000億円未満もしくは、常用雇用者1,000人未満の者及びそれらの者で構成されるグループ（構成員のうち、中堅企業者が3分の2以上を占め、中堅企業の利益となる事業を営む者）。

現地ミッション

参加に係る費用について：

3月10日から14日の間に3日間ほどの現地ミッションが行われる予定です。その点に関しては、現地での集合場所までの往復移動手段（航空券・タクシー等）、飲食代、宿泊代は参加者ご自身で手配の上、費用は自己負担です。ジェットロ負担分は、集合場所から公式訪問先への専用バス等による移動費用、公式日程内の会場借上費等です。

参加者が手配、費用負担いただく必要があるもの：

- ・ 航空券手配とその費用
- ・ 査証手配とその費用
- ・ 宿泊先ホテル手配とその費用
- ・ 現地での移動とその費用（空港⇔宿泊先ホテル等 ※プログラム内での移動はジェットロで手配
- ・ 食事とその費用 ※プログラム内でジェットロにて手配している場合を除く
- ・ 海外旅行保険手配とその費用
- ・ その他、上記ジェットロ負担分に定める以外は一切の費用（日本国内移動費や通信費、土産代などですが、これらに限られません）

※現地集合・現地解散型のミッションを予定していますが、現地状況により中止またはオンライン実施への切り替えの可能性もございます。

※参加者ご自身で手配するにあたり、参考となりうる情報（ジェットロによる推奨フライト、ホテル、査証手配情報等）は、採択企業様に別途共有させていただきます。

※マレーシア入国時の要件等は、現地政府機関・大使館等で公表される最新情報を参照願います。

在マレーシア日本国大使館ホームページ

(https://www.my.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

審査基準

- 1.市場投入可能なソリューションを有しており、海外企業との連携・協業による製品改良/開発/拡張等の製品機能を有しているか。
- 2.実現可能な事業プランやビジネスモデルを有しており、市場シェア拡大が見込まれる分野か。また、ASEAN展開を見据えた事業計画であることが望ましい。
- 3.イノベーションの高い可能性が示されているか。製品やサービスの独自性、基礎となる技術の新規性、ソリューションを元に市場の開拓や技術革新の可能性について説明されていることが望ましい
- 4.対象分野に関連するソリューションとなっているか。
- 5.マレーシア企業との連携・協業に向けた製品改良や開発に対応できる社内体制を有しているか。自社製品の当該産業分野における専門知識だけではなく、ASEAN市場に関する知識や実績を有していることが望ましい。

申し込み方法

Step 1

エントリーフォーム入力

参加要件、利用条件をご確認の上で、以下のフォームをご入力ください。

<https://forms.office.com/r/7wUmftBPM1>

注1) J-Bridge会員登録について

本事業はJ-Bridge会員企業向けのプログラムです。未登録の場合は、以下から会員登録手続きをお願い致します。

会員登録申請中の企業様も本プログラムにお申込み頂くことは可能です。

(会員登録完了が採択要件となります。)

<https://www.jetro.go.jp/j-bridge.html>

注2) 提出資料について

エントリーフォームの指示に従い、以下資料2点のアップロードもお願い致します。

①企業ロゴ：高解像度形式推奨

②プレゼン資料(英語)：

以下項目を含め、PPT/PDFで10枚程度にまとめてください。

- ・プロダクト/サービス（どのような問題をどのように解決するか）
- ・ビジネスモデル（市場規模や競合との比較等）
- ・過去の実績と今後の展望 ・チームメンバー紹介

申し込み方法

Step 2

面談審査のご参加

- 1.2025年1月13日(月)～2025年1月22日(水)予定
- 2.面談審査（英語）*日程は後日メールで連絡します
- 3.申込企業を対象に採択に向けた面談審査を実施します。

概要は以下の通りです。

- 申込企業から事業説明（15分）
- 質疑応答（10分）計25分程度

※日程等詳細は申込企業に別途ご連絡します。

利用条件①

1. Japan Innovation Bridge（以下「J-Bridge」といいます。）会員向けサービスであるエスコートプログラム～DIGITAL TRANSFORMATION ACCELERATION PROGRAMME 2024～（以下「本サービス」といい、詳細は第2項に定めます。）の利用に当たっては、この利用条件（以下「本利用条件」といいます。）をご確認ください。
2. 本サービスは、ジェトロの海外企業に係るネットワーク、知見を活用することにより、海外企業との具体的な協業、連携の案件形成に向けた、申込み者の希望に合致する海外企業情報の提供、海外企業へのコンタクト、面談に係る日程調整、面談前後の助言及び情報提供等を行います。
3. 本サービスをご利用いただける日本企業等はJ-Bridge会員企業（以下「会員」といいます。）とします。
4. 会員が利用条件フォームに同意のうえ申込みを行い、これをジェトロが承諾した時点で、本サービスの利用契約が締結されます。
5. ジェトロは、本サービスに係るミーティングを、インターネット回線を通じたWEB会議システムを利用して実施することができます。この場合、会員は、以下の事項に同意するものとします。ジェトロは、本サービスの品質向上のため、本サービスの内容の全部又は一部を録音、録画することができます。会員がご使用のPC等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況が、ジェトロの指定するアプリケーション（以下「指定アプリケーション」といいます。）の設定を満たしているか、ご確認ください。

<設定環境>

ジェトロの指定するアプリケーションZoom、もしくはTeams（変更可能性あり）のインストール

※詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

- <https://support.zoom.us/hc/ja/articles/201362023>
- <https://docs.microsoft.com/ja-jp/microsoftteams/hardware-requirements-for-the-teams-app>

マイク、スピーカーの設定

- 本サービスへの参加において、設定環境が満たされない場合には、映像又は音声途切れ又は停止する等、正常に本サービスへの参加を継続できないことがあります。なお、ジェトロは、設定環境についての技術的なお問い合わせにつきましてはご回答いたしかねます。
- 本サービスのアクセスURL、ID、パスワード等については、ジェトロからの別段の指示がない限り、第三者に開示してはいけません。

- 不正アクセス防止のため、アカウント名には、ご本人と分かるように氏名（フルネーム）をご記載ください。
 - 機密性の高い情報や個人情報（氏名を除く）を共有することは、お控えください。
 - 本サービス提供時には、第三者がPC等の画面を視認できない環境にて、ご参加ください。
 - 本サービス提供時に資料を投影することがありますので、PC等の画面の大きい機器の使用を推奨します。
 - 本サービス提供時のチャットの使用は、担当者が気付かない場合がございますので、原則お控えください。
 - 本サービス提供時間の前後のスケジュールは、本サービス提供に支障が生じないよう余裕をもってご設定ください。
6. ジェトロは、会員の事前の同意を得て、本サービス及び関連するサービスを実施する過程において取得した秘密情報及び／又は個人情報を、本サービスに必要な範囲内で、「Japan Innovation Bridge 会員規約」（以下「会員規約」といいます。）記載の対象に加え、マッチング先に提供することがあります。
7. 以下に該当する場合は、ジェトロは本サービスを提供することはできません。調査結果を会員自身ではなく第三者が利用することを想定したもの現地企業に対して会員に成り代わり調査すること若しくはこれに類するもの又は信用調査営業活動や銀行取引状況、非公開の資金調達状況、取引・調達状況等の調査企業の売上、利益等の財務情報、支店数や従業員数などの企業情報(公開情報で判明するものは除く) その他、公開されていない企業情報 会員に成り代わり、第2項の範疇を超えて企業やサービスの特性などについて説明するもの 経済秩序を乱す恐れがある、違法目的と判断される、あるいは公序良俗に反するものその他、ジェトロが連絡・調整・調査困難と判断するもの。
8. 前項に基づくサービスの不提供により、会員が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは会員に対し一切の責任を負わないものとします。
9. 本サービスに基づく面談がアレンジされた後で、天災、ストライキ、暴動、労働争議等の産業妨害、不可避的な事故、その他のジェトロの責任によらない不測の事態やマッチング先の都合により、当該面談のキャンセルもあり得ますことを予めご了承ください。この場合、当該面談のキャンセル等に関連して、会員が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ、業務委託先は会員に対し一切の責任を負わないものとします。
10. 本利用条件に定める以外の事項は、会員規約における「本事業における他のサービス」として会員規約が準用されるものとします。本利用条件と会員規約に矛盾抵触がある場合には、その限度で、本利用条件が優先します。
11. 原則として代表者による同意をお願いします。同意される方が代表者でない場合には、同意を行う職務権限を有するか又は会社の委任を受けており、かつ、必要な社内手続を履践している場合に限り、同意いただくことが可能となります。

以上

利用条件

- ② ジェトロは、できる限り正確な情報と有用なプログラムを提供するよう努力しております。しかし、提供した情報の正確性およびプログラムの有用性の確認・採否は、参加企業の責任と判断で行っていただきます。ジェトロおよびメンターは万が一参加企業に直接、間接に関わらず損害等が生じた場合の責任を一切負わないものとしします。
2. ジェトロおよびメンターが国内外で関係先に提供した参加企業の情報等が関係先等の第三者によって不正に使用され、万が一参加企業に損害等が生じた場合、ジェトロおよびメンターは一切の責任を負わないものとしします。
 3. ジェトロが面談をアレンジした後で、天災、テロリズム、感染症、ストライキその他のジェトロの責任によらない不測の事態や訪問先の都合による直前の面談キャンセルもあり得ますことを予めご了承ください。その場合、参加企業が手配された渡航費、宿泊費、通訳、移動手段等について参加企業にキャンセル料支払い義務など損害が発生してもジェトロは一切責任を負いません。
 4. 反社会的勢力に該当しないことについて：（現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいいます。）ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことをご確認ください。
 - a. 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。
 - b. 反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること。
 - c. 反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
 - d. 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること。
 - e. 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、または、今後行う予定があること。
 - f. 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。
 - i. 暴力的な要求行為。
 - ii. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - iii. 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - iv. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてジェトロの信用を毀損し、またはジェトロの業務を妨害する行為。
 - v. 前各号に準ずる行為。

- g. その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。
- i. 第1条及び第2条の誓約に違反することが判明した場合、または、前項の表明及び保証に反して、反社会的勢力あるいは前項(a)～(g)の一にでも該当することが判明した場合、ジェットロは事前の通知等なしに、参加企業の本事業への参加契約を解除することができます。この場合、ジェットロは、企業が支払った参加費の償還を一切負担しません。
 - ii. 前項の定めに基づき、ジェットロが企業の本事業への参加契約を解除した場合、解除に起因して発生した如何なる損害の賠償について、ジェットロは一切負担しません。
 - iii. 第2項の定めに基づく解除権の行使の有無にかかわらず、企業が上記(1)の表明及び保証に反したことに起因してジェットロに損害が生じた場合、ジェットロは被った損害について、賠償請求を行います。

以上

秘密保持・個人情報について

1. ジェトロ、メンターおよび参加企業は、当事者のいずれかから開示された又は本事業を実施する過程において取得された当事者のいずれかの業務上の情報（個人情報及び法人情報）を秘密として扱うものとし、開示した当事者又は情報の保有者の承諾を事前に得ることなく、これらの情報を本サービスの実施以外の目的以外に使用し、又は第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとしますが、該当情報が個人情報に該当する場合は秘密情報として取扱うものとします。
2. 開示の時点ですでに公知の情報、又は開示後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報。
3. 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
4. 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報。
5. 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報。
6. 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報。
7. 法律の強制力を伴い裁判所又は管轄官公庁により開示を要請された情報。
8. 関係先の紹介と面談アレンジを行うために必要な範囲でジェトロ、メンターが関係先に開示する情報。
9. ジェトロ、メンターおよび参加企業は、本事業遂行上必要な場合のほか、秘密情報又は秘密情報を含む物件について、複製、複写、翻案、翻訳等の行為をしないものとします。
10. 本サービスに関わる個人情報は、本事業の実施および関連サービスの案内に利用します。また、ジェトロが定める「個人情報保護方針」に基づき適切に取り扱います。

以上